

防災・危機管理調査特別委員会資料

(平成24年12月17日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画修正に係るパブリックコメントの実施について (危機管理政策課) … 1
- 2 第1回及び第2回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の開催結果について (危機管理政策課) … 3
- 3 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の開催結果について (危機対策・情報課) … 5
- 4 鳥取県原子力防災専門家会議委員の利益相反調査結果について (危機対策・情報課) … 8
- 5 原子力災害対策指針の決定について (危機対策・情報課) … 11
- 6 島根原子力発電所に係る放射性拡散シミュレーションの公表について (危機対策・情報課) … 13
- 7 被ばくリスク予測の公表について (危機対策・情報課) … 17
- 8 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について (危機対策・情報課) … 18
- 9 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正素案について (危機対策・情報課) … 24
- 10 鳥取県広域住民避難計画(素案)について (危機対策・情報課) … 26
- 11 原子力防災に関する島根県知事等との意見交換の結果について (危機対策・情報課) … 27
- 12 第5回原子力防災連絡会議について (危機対策・情報課) … 28
- 13 第6回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について (危機対策・情報課) … 29
- 14 第6回(平成24年度)鳥取県原子力防災専門家会議について (危機対策・情報課) … 30
- 15 人形峠環境技術センターにおける停電について (危機対策・情報課) … 31
- 16 平成24年度原子力防災講演会の開催について (危機対策・情報課) … 32
- 17 島根県との合同による平成24年度島根原子力発電所に係る防災訓練の実施について (危機対策・情報課) … 33

危機管理局

鳥取県地域防災計画修正に係るパブリックコメントの実施について

平成24年12月17日
危機管理政策課

鳥取県地域防災計画の修正案について、パブリックコメントを実施します。
パブリックコメント実施後、所要の修正等を加えた上で、県防災会議（平成25年3月上旬開催予定）に諮る予定です。

1 主な修正内容

東日本大震災の教訓、その支援により得られた経験、東日本大震災を踏まえた国の防災基本計画の見直し内容の反映、その他近年の災害対応を踏まえ、鳥取県地域防災計画を修正する。

(1) 主な修正の観点

- ① 東日本大震災での教訓の反映
 - 1 津波対策の見直しの反映
 - 2 原子力災害対策の見直しの反映
 - 3 その他東日本大震災やその支援を踏まえた見直し
- ② 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し
- ③ 防災基本計画の修正事項の県地域防災計画への反映

(2) 主な修正項目

番号	主な修正の観点	修正内容
①-1	津波対策の見直し 〔津波災害対策編の新設 （「震災対策編」から 「津波災害対策編」を独立）〕	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県津波対策検討委員会の検討結果に基づく津波被害想定の見直し ・津波予防対策の拡充（津波危険地域の把握・ハザードマップの作成、津波避難体制の整備、津波に関する知識の普及啓発） ・津波防災地域づくりに関する法律への対応
①-2	原子力災害対策の見直し 〔原子力災害対策編を抜本的に修正〕	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策編を抜本的に修正（詳細は別途）
①-3	災害時の医療救護活動体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県災害医療活動指針」の策定に伴う体制整備 ・DMAT派遣要請時におけるDMAT県調整本部の設置 ・各災害医療関係機関の医療救護活動を調整する災害医療コーディネートチームの設置 ・傷病者の広域搬送体制の整備（広域搬送拠点（SCU）の設置運営、設置運営に協力する医療機関の指定、医療資機材等の整備等） ・医薬品の確保を行うにあたっての関係機関の追加
①-3	東日本大震災を踏まえた避難所設置・運営（女性への配慮等）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営における女性参画の推進 ・避難所機能・運営基準の策定にあたっての女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応、女性の悩み暴力被害者支援等の窓口の周知への留意 ・女性専用の物干し場、更衣室等の設置、生理用品、女性用下着の女性による配布 ・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備 ・避難場所の生活環境（食事、トイレ、プライバシー確保、暑さ・寒さ対策等）への配慮 ・避難の長期化への対応（旅館ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用） ・子どもの心のケアへの配慮 ・避難所外の避難生活者への対応

①-3	広域応援体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県との協定や、中四国、中国、全国知事会での協定の改定を踏まえた広域支援体制の見直しの反映 ・同時被災を避けるための市町村における遠隔地協定の促進
①-3	災害時の通信手段対策	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえ、大規模災害に強い衛星携帯電話の整備促進
①-3	ヘリの活動調整の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター運用体制の整備（ヘリコプター運用調整会議の設置、災害発生時のヘリコプター運用調整班の設置）
②	防災情報の集約・住民への情報提供の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県による平素からの能動的な防災・危機管理情報の収集・整理、市町村との情報共有、住民への必要な情報の適時提供体制の構築 ・県災害情報センターにおける情報の整理・分析 ・あんしんトリピーメール、鳥取県公式サイト、ツイッター、緊急速報（エリア）メール、災害情報ダイヤル、J-ALERT及び防災行政無線等による情報の適時提供体制の構築 ・避難指示等での緊急性や危機感を住民へ正しく伝える伝達方法の整備・実施
②	鳥取県震災対策アクションプランの内容の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県震災対策アクションプランに基づく被害想定、減災目標、主な施策の修正
②	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を対象とした施策に加え、教員を対象とした施策を追加（教員向け防災研修会、教職員による児童等の発達段階に応じた防災教育等実施）
②	近年の災害等を踏まえた防災対策の見直し、国の防災対策見直しの反映	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪時の迂回路、優先除雪、道路情報の収集 ・配備動員表に大雪、竜巻、暴風への対応を追加 ・水防計画の配備体制見直し ・火災・災害等即報要領の報告基準の改正に伴う修正
③	防災基本計画の修正事項の反映（H23.12修正）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害教訓の伝承 ・消防職員の惨事ストレス対策 ・応急仮設住宅における心のケア、入居者のコミュニティの形成 ・居住地外の市町村への避難者に対する必要な情報・支援・サービスの提供体制の整備 ・復興計画作成における地域コミュニティの維持・回復への配慮 ・暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除
③	防災基本計画の修正事項の反映（H24.9修正）	<ul style="list-style-type: none"> ・応援計画、受援計画に基づく応援・受援体制の整備 ・広域一時滞在 ・広域避難者のための避難元と避難先自治体の連携 ・複合災害発生時の対応 ・緊急時の要請を待たない物資の輸送

2 今後のスケジュール

- 1月上旬～2月上旬 パブリックコメントの実施
- 3月上旬 鳥取県防災会議の開催（修正案が決定されれば運用開始）
- 3月中旬（3月18日までに） 内閣総理大臣へ報告
⇒地域防災計画の報告に伴いUPZの範囲が確定
県からの報告に対し内閣総理大臣から助言・勧告が行われる可能性がある
（次回の地域防災計画修正時に修正）

第1回及び第2回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の開催結果について

平成24年12月17日
危機管理政策課

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例が、平成21年7月3日に制定されて以降、本県では局地的な集中豪雨や大雨、豪雪、そして、全国的には東日本大震災という未曾有の災害を経験し、条例の見直し期間として定める3年を迎えたため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を設置し、下記のとおり、第1回及び第2回の鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催したところ、その概要は以下のとおりでした。

記

【第1回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会】

- 1 日 時 10月22日(月) 午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 鳥取県災害対策本部室(鳥取市東町一丁目271、鳥取県庁第2庁舎3階)
- 3 議 事
 - (1) 検討スケジュールについて
 - (2) 条例の見直しについて
- 4 委 員

役 職	氏 名	備考
放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平	(会長)
弁護士	井木 博子	
鳥取県消防協会会長(琴浦町消防団長)	門脇 正人	
鳥取市若葉台地区自主防災会連絡協議会会長	山田 義則	
鳥取県女性防火防災連絡協議会会長	樋口 春子	
日野ボランティアネットワーク事務局	山下 弘彦	
鳥取県看護協会災害看護特別委員会委員	安藤 そのみ	
高齢社会をよくする会ネットワーク in とっとり会長	竹森 民枝	
鳥取県民生児童委員協議会 理事	廣田 富子	
鳥取県厚生事業団障害者支援センター相談員	筏津 洋一	
いんしゅう鹿野まちづくり協議会理事長	佐々木 千代子	
米子青年会議所理事長	中井 真太	
鳥取市総務部防災調整監	堀 哲男	
日吉津村総務課長	高森 彰	

5 各委員の発言要旨

基本条例を見直すことについては、合意が得られた。また、その内容については、検討委員会で十分検討するとともに、パブリックコメントなどにより県民の意見を聞きながら、条例を改正することとされた。

- ・基本条例というのは基本的に概念的なものであり、具体的なものを反映するものではないのではないか。
- ・条例自体をより良いものにしていくためには、条例全体を見直すというより、取り組みを強化すべき分野や検討すべきことをしっかり委員で議論し、焦点を絞った改正をしていくべきである。
- ・この条例自体を広め、普及していくようなことを考えないといけない。
- ・個人情報について、大規模災害時に災害時要援護者を一人でも見逃さないといっても、そういう方は個人情報を出したがらない。避難支援には情報が必要だという啓発をしていかなければいけない。
- ・要援護者支援については、どこまでやっていっても徹底はありえず、支援者を決めたところで、いざという時にそこに居ない可能性も高いため、地域でいかに動くかということを考えることが必要。
- ・防災教育については、学校だけにするのも結構だが、地域との防災訓練といった仕掛けで、地域住民と一緒に取り組むこともしたほうが良い。
- ・基本条例の根本が変わる訳ではないので、全面改正ではなく、見直しをするというスタンスはいいと思う。被害をゼロに出来れば良いが、それは無理なので、被害を少なく出来る形でやっていく、そういうことをしていくのが防災対策だと思う。また、防災対策だけではなく、いかに災害時も業務を続けていくかというBCPの要素も大事。

【第2回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会】

1 日 時 11月19日(月) 午後2時30分から午後4時まで

2 場 所 倉吉市上井公民館視聴覚室(倉吉市大平町319-1)

3 議 事

(1) 条例改正の内容について

- ① 1回委員会、県民電子アンケート、市町村、消防局、県関係部局からの意見整理、方向性の検討
- ② 条例改正のポイントの検討

(2) その他

4 概要

条例見直し検討委員会において、条例は概念的なものとし、全面改正ではなく、見直しとすることとして、主に以下の9つの柱を中心に検討していくこととされた。

- ① 県民による自主的な被災者支援
- ② 事業所の地域貢献
- ③ 事業継続計画(BCP)の取組強化
- ④ 地震・津波に強いまちづくりの推進
- ⑤ 災害時要援護者支援体制の強化
- ⑥ 孤立地区発生の防止
- ⑦ 長期戦略で取り組む消防防災体制
- ⑧ 広域における避難・受入れ体制の整備
- ⑨ 県民の意識の醸成

(各委員の主な発言要旨)

- ・ 自主防災組織の充実を地域に任せるなど、東日本大震災の体験、実例を踏まえた改正にすべき。
- ・ 地域での活動においては、町内会を主体にした方が、向こう三軒両隣で、情報共有など上手くいくと思う。
- ・ 減災の趣旨は、既に条例に記載されているが、はっきりと減災へ取り組むことを記載することを検討して欲しい。
- ・ 個別具体的なことは地域防災計画等に定めるということで、県の基本条例は、市町村等の自由度を高めるために、抽象化したものにならざるを得ない。
- ・ 活動主体を縛るような条例は良くない。事業所などにおいても運用がやりやすいように、抽象的に記載するべき。

【今後のスケジュール】

- 1月下旬 ○第3回検討委員会
- 2月～ (災害対策基本法2次改正の動きを踏まえた検討)
- 4月 ○第4回検討委員会
- 5月 ○パブリックコメント実施
○パブリックコメントの公表
○第5回検討委員会
- 6月 ○県議会への提案・審議
- 7月以降 ○改正条例公布・施行

※ 国の災害対策基本法見直しの動き等により、スケジュールは変更する場合がある。

第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の開催結果について

平成24年12月17日
危機対策・情報課

10月12日付けの県議会決議も踏まえ、11月1日に中国電力本社（広島市）において、知事、米子市長及び境港市長から、昨年12月締結した「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定に係る申入れを社長に直接行い、協定の改定協議とそれに伴う協議会を開催することについて同意を得ました。

これを受けて、中国電力と米子市、境港市、鳥取県と第1回目の協議会を開催しました。

- 1 日 時 11月20日（火）午後1時15分～2時40分
- 2 場 所 鳥取県災害対策本部室
- 3 出席者 中国電力株式会社（島根原子力本部 副本部長、電源事業本部 専任部長（本社原子力管理）、鳥取支社長ほか）
米子市（総務部長）、境港市（市民生活部長）、鳥取県（危機管理局長、西部県民局長）
町村代表（江府町総務課長（副町長代理）オブザーバー） ほか

4 協議内容

（1）改定項目と内容

立地県・立地市の協定と本県等の協定において差違のある項目について、その概要説明と改定内容を提示した。

鳥取県、米子市、境港市の改定提示項目
① 計画等の報告」を「計画等に対する事前了解」に改めること。〔協定第6条・要綱第3条〕
② 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡を要する事項として、「核物質防護に関する輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報」を加えること。〔要綱第4条〕
③ 「現地確認」を「立入調査」に改めること。〔協定第11条・要綱（新設）〕
④ 立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定を加えること。〔協定（新設）・要綱（新設）〕

○主な協議状況等

危機管理局長）

- ・地域防災計画の見直し期限となる来年3月を第一の目途として協議を進めたい。
- ・9月県議会での「島根原子力発電所に係る中国電力との安全協定等の改定を求める決議」も踏まえ、協議させていただくもの。
- ・住民からすると、県境、市町村の境は関係が無い。米子市、境港市及び鳥取県は島根県、島根県内の関係市と一緒に、県境も、市境も関係なく住民の安全を守るため、住民避難計画の検討やモニタリング体制構築などの取り組みを行っている。
このような取り組みも理解したうえで、検討いただき前向きな回答を期待している。

境港市部長）

- ・従来から EPZ 外ではあるが、天候によって影響があるとの市民の思いを申し入れしてきた。福島事故ではそれが現実のものになった。EPZ 外でも安全協定を結ぶという他の電力会社とは違う姿勢を見せてもらったが、今回 UPZ 内になった。配慮願いたい。

米子市部長）

- ・昨日、米子市議会は活断層について外部講師を呼んで勉強会をやられた。一般市民や議会の関心の強さを十分踏まえて考えて欲しい。

危機管理局長)

- ・島根原子力発電所の再稼働、稼働については、周辺地元住民の意見を聴いてほしいという住民の大きな声がある。ぜひご承知いただきたい。鳥取県としては国にも要望をしていることも承知いただきたい。

中国電力)

- ・協定の改定項目につきまして詳細をお聞きし、自治体の皆様の背景にある思いも重々受け止めております。持ち帰らせていただいて、今後社内でしっかり検討して、別途この協議会で回答したい。
- ・最後に話があった、住民の皆様方の再稼働、稼働についてのご意見がおありだということ、こちらの件も承知はしている。いずれにしても、発電所の運営、さらには協定改定、いずれも私どもは真摯に対応したい。

(2) その他の協議結果〔中国電力からの説明〕

- ・島根原子力発電所の福島原発事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策への取り組み及び原子力災害対策特別措置法・原子炉等規制法改正を踏まえた取り組みについて
⇒津波対策の進捗状況（高台（海拔 40m）に設置した緊急用発電機の運転開始や海水系ポンプエリアの浸水防止対策（防水壁、防水蓋の設置）、防波壁（高さ 15m（3号機エリア完了、1～2号機 H25 年度内完了予定））、免震重要棟（仮称）の工事状況、原子力防災業務計画の修正協議の予定などについて説明を受ける。

【主な質疑応答】

Q: 2号機のストレステストの報告を国に提出しているが、その扱いはどうなっているのか。

A: ストレステストは四大臣の指示に基づいて行った。原子力規制委員会委員長は、ストレステストは再稼働等の基準には使わないと言っている。現在は審査もストップしている。一方でストレスト自体は委員長も否定しておらず、どしどしやるべしと仰っている。7月までに策定される新しい安全基準に全部ではないが使用するものもあるということで、他のストレステストも並行して進めている。

Q: 1号機、2号機は、営業運転は停止しているが、核燃料はある。冷却し続けることが大事。引き続き安全対策への取り組みをお願いします。

原子力防災業務計画の修正協議は、鳥取県は関係周辺県として協議を受け、関係周辺市である米子市、境港市には鳥取県から意見を照会し、その上で回答するとなっているが、協議内容に立地県との違いがあるのか。

A: 原子力災害対策特別措置法においては、立地県、立地市、関係周辺県である鳥取県の権限は同等。

原子力防災業務計画の修正協議は、島根県、松江市、鳥取県と並行して協議する。防災業務計画と地域防災計画とに齟齬が生じては良くないので、すり合わせ協議を行い、修正に反映することになるかと思う。

Q: 立地県、立地市、周辺県、関係周辺市である米子市、境港市の防災に関する権限はほとんど同じで、それについて地域防災計画と、防災業務計画との整合性を図ることでよいか。

A: 原子力災害対策特別措置法はそうなっている。時期がきたらこの協議会とは別の場での協議となると思うがよろしく御願います。島根県等とも協議しながら進めていく。

中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英様

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

米子市
米子市長 野坂康夫

境港市
境港市長 中村勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

鳥取県原子力防災専門家会議委員の利益相反調査結果について

平成24年12月17日

危機対策・情報課

本県に関連する原子力施設等（人形峠環境技術センター・島根原子力発電所）の安全対策及び原子力防災対策に関する指導、助言等並びに環境放射線の測定監視、測定結果の評価等を得るため、専門家による鳥取県原子力防災専門家会議を設置しています。

この度、委員の中立性や公平性、透明性を確保することを目的として、「鳥取県原子力防災専門家会議資格基準」に基づき、委員に対する自己申告に基づく調査を実施しました。

記

- 1 委員の欠格要件に該当する者は無し。
- 2 委員の情報公開事項に該当する者は2名。
- 3 今後とも全員に引き続き委員を御願います。

【鳥取県原子力防災専門家会議資格基準の概要】

- 1 施行日 平成24年10月1日
- 2 委員の要件の考え方
 - (1) 委員の欠格要件
 - ア 施行日及び施行日前直近3年間に、原子力事業者等（営利目的のもの。以下同じ）の役員又は使用人その他の従業者であった者
 - イ 施行日及び施行日前直近3年間に、原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者であった者
 - ウ 施行日前直近3年間及び施行日以後に、同一の原子力事業者等から、個人として、年間50万円以上の報酬等を受領していた者
 - (2) 委員の情報公開事項
 - ア 施行日前直近3年間に、委員の研究及び所属する研究室その他研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄附金額
 - イ 施行日前直近3年間に、委員の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業等の名称及び就職者数
- 3 今後の予定
 - (1) 毎年4月1日から4月30日までの間に、委員に自己申告書を提出していただき、その調査結果を公表します。
 - (2) 今後、新任の委員がある場合は、事前に調査を実施することにしています。

(参考)

1 鳥取県原子力防災専門家会議

(1) 概要

ア 平成20年4月1日に設置

イ 設置の目的

- ・原子力施設等の安全対策や原子力災害等の緊急時における現地確認、緊急モニタリング、住民避難などの各種防災対策について、専門家の知見からの指導・助言を得る。
- ・平常時における環境放射線の調査結果について、専門家の知見から評価を得ることにより、その安全性を確認する。

(2) 会議の所掌事務

- ・原子力施設等の安全対策に関する指導及び助言
- ・原子力災害等の緊急時における防災対策に関する指導及び助言
- ・環境放射線等モニタリング結果の評価
- ・環境放射線のモニタリングに係る技術的事項等の指導及び助言

(3) 委員 (任期 H24. 4. 1~H26. 3. 31)

	専門分野	氏名	所属	役職等
会長	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学工学部情報工学科	教授
委員	原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 高速実験炉部	研究主席
	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	県立中央病院医療局放射線科放射線治療室	室長
	原子炉工学・原子炉物理学	宇根崎 博信	京都大学原子炉実験所	教授
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長
	放射線治療、放射線物理	小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部	准教授
	環境放射能	静岡 清	広島大学大学院工学研究科	教授
	放射能環境変動	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授
線量評価	山田 祐司	(独)放射線医学総合研究所	特別上席研究員	

(4) これまでの開催状況

第1回 (平成20年5月28日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、鳥取県の原子力防災対策
第2回 (平成21年5月22日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価
第3回 (平成22年5月24日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、緊急時モニタリング計画(案)ほか
第4回 (平成23年10月25日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、モニタリングポスト設置候補地ほか
第5回 (平成24年6月4日)	UPZに伴う鳥取県原子力防災体制の方向性、環境放射線モニタリング結果に係る評価ほか

在任中の鳥取県原子力防災専門家会議委員の要件等に係る自己申告状況について

平成24年12月17日
危機対策・情報課

自己申告内容(委嘱日:平成24年4月1日、調査対象期間:平成21年10月1日～平成24年9月30日)	情報公開事項				
	①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業者であったか	②委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、従業者等であったか	③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか	④委嘱日前直近3年間に、委員の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄附金額	⑤委嘱日前直近3年間に、所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
委員氏名					
静間 清	非該当	非該当	非該当	非該当	該当(日立製作所 1名)
藤川 陽子	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
占部 逸正	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
神谷 研二	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
小谷 和彦	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
山田 裕司	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
宇根崎 博信	非該当	非該当	非該当	非該当	該当(九州電力 1名)
青山 卓史	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
内田 伸恵	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

福島事故を受けて、従来の原子力防災の問題点を見直すため、原子力災害対策指針が、改正原子力災害特別措置法に基づき法定化されました。

原子力規制委員会は、旧指針（「原子力施設等の防災対策について」）について、福島事故の教訓、国会等の調査報告の指摘及び提言等を取り入れて大幅に見直し、10月31日に決定されました。

1 指針の位置づけ

本指針は、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等に、科学的、客観的判断を支援するために必要な専門的・技術的事項等を定めるもの。

2 主な記載事項

(1) 原子力災害対策に係る基本的事項

- ア 指針の位置づけ
- イ 原子力災害の特徴
- ウ 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

(2) 原子力災害事前対策に係る事項

- ア 緊急時の意思決定ための判断基準となるEAL・OILの設定
 - ・ EAL（緊急時活動レベル）：
初期対応段階での施設の状態に基づく炉心損傷の予測あるいは確認による避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準
 - ・ OIL（運用上の介入レベル）：
環境への放射性物質の放出後、計測した値で防護措置を実施するための判断基準
- イ 避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ・UPZの導入
 - ・ PAZ：予防的防護措置を準備する区域、施設から5kmを目安
 - ・ UPZ：緊急防護措置を準備する区域、施設から30kmを目安
- ウ 情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

(3) 緊急事態応急対策に係る事項

- ア 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- イ 住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ウ EAL・OILに基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用、スクリーニング等）の実施

(4) 原子力災害中長期対策に係る事項

- ア 放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- イ 影響を最小限にするための除染措置の実施

(5) 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る事項

実態を踏まえた適切な対応が必要であることが記載

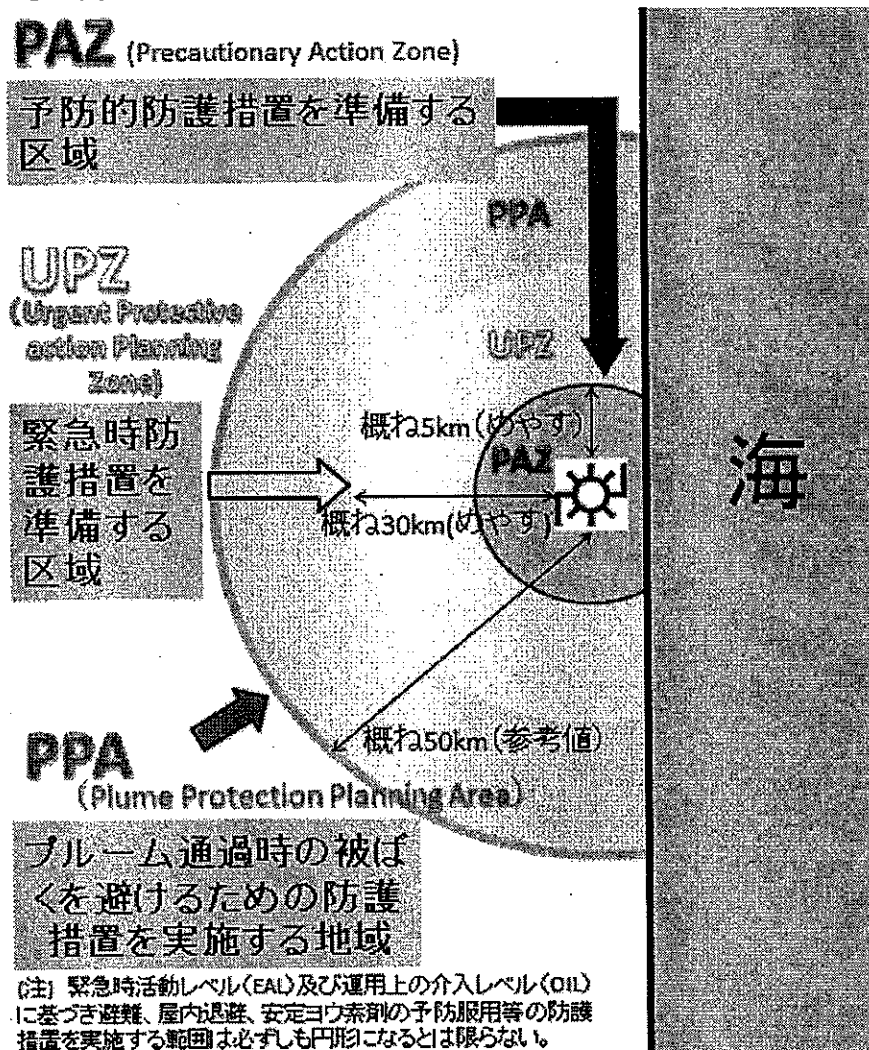
3 今後の検討事項

原子力規制委員会は、残された課題や新たな知見について継続して検討し、逐次、指針を改定していく予定。

(1) 原子力災害事前対策の在り方

- ア EAL・OIL、緊急事態区分の在り方
- イ PPAの導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域・PPA：
 - ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域、概ね50km（参考値）
- ウ 一時退避ができる施設
- (2) 緊急時モニタリング等の在り方
 - ア 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定等の在り方
 - イ SPEEDIの活用方策
- (3) 実用炉以外のオフサイトセンターの在り方
- (4) 緊急被ばく医療の在り方
 - ア 緊急被ばく医療設備・資機材の整備、関係医療機関の連携
 - イ 安定ヨウ素剤の投与判断の基準
 - ウ スクリーニングの技術的課題
- (5) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応
 - ア 事故後の長期汚染地域に住む人々の防護の考え方
 - イ 除染・健康管理等の在り方、リスク評価を踏まえた原子力災害対策重点区域の在り方
- (6) 地域住民との情報共有等の在り方
 - ア 住民が必要とする情報について定期的な共有の場の設定

（参考：防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方のイメージ）



10月24日、原子力規制委員会は、島根原子力発電所を含む各発電所で事故が発生した場合における放射性物質の拡散シミュレーションを公表した。

現在、一部発電所のシミュレーション試算結果に誤りがみつき、全発電所について再確認が実施中。

1 原子力規制委員会の公表内容

(1) 拡散シミュレーションの目的

地域防災計画の策定にあたり、UPZ等の原子力災害対策重点区域を決定するため参考とすべき情報を得るために、周辺地域における放射性物質の広がり方を推定したものの。

※ 原子力災害対策指針では、UPZの最大半径は、IAEAの国際基準（5～30km）の上限を採用し、「原子力施設から概ね30km」を目安と記載されている。

※ 今後、地域防災計画で地域を設定することにより、正式にUPZが位置づけられる。

(2) シミュレーション方法

福島事故と同等の事故が発生したと仮定し、各原子力発電所で原子炉すべて炉心融解が起きた場合を想定して、過去1年間に観測された発電所の気象データを使い、方位別（16）に事故後1週間の被ばくの実効線量が100mSv（国際基準で緊急避難が必要となる線量）に達する地点を試算したものの。

※ 島根原子力発電所では、1～3号機が対象で、福島事故の1.31倍の放射性物質量が仮定されている。

※ 今回使用されたプログラムは、アメリカ原子力規制委員会（NRC）で、放射線被ばくや拡散を評価する際に使用されているもの。

(3) シミュレーション結果

県に一番近い緊急避難が必要な線量となる最大距離は、東南東方向に23.8kmであり、シミュレーション上ではあるが、県内に緊急避難が必要になる地域はなかった。

(4) シミュレーションの課題

○ シミュレーションの精度、信頼性に限界

・地形情報が考慮されていない

・使用している気象データは、最大値の3%を統計処理で棄却している

・最大の気象条件ではない

・放射性物質が一方向に継続的に拡散すると仮定

→ 目安として参考にすべきデータ（放射性物資の広がり傾向を示すもの）

○ 発電所の安全性評価のためには、より高い精度のシミュレーションが必要。

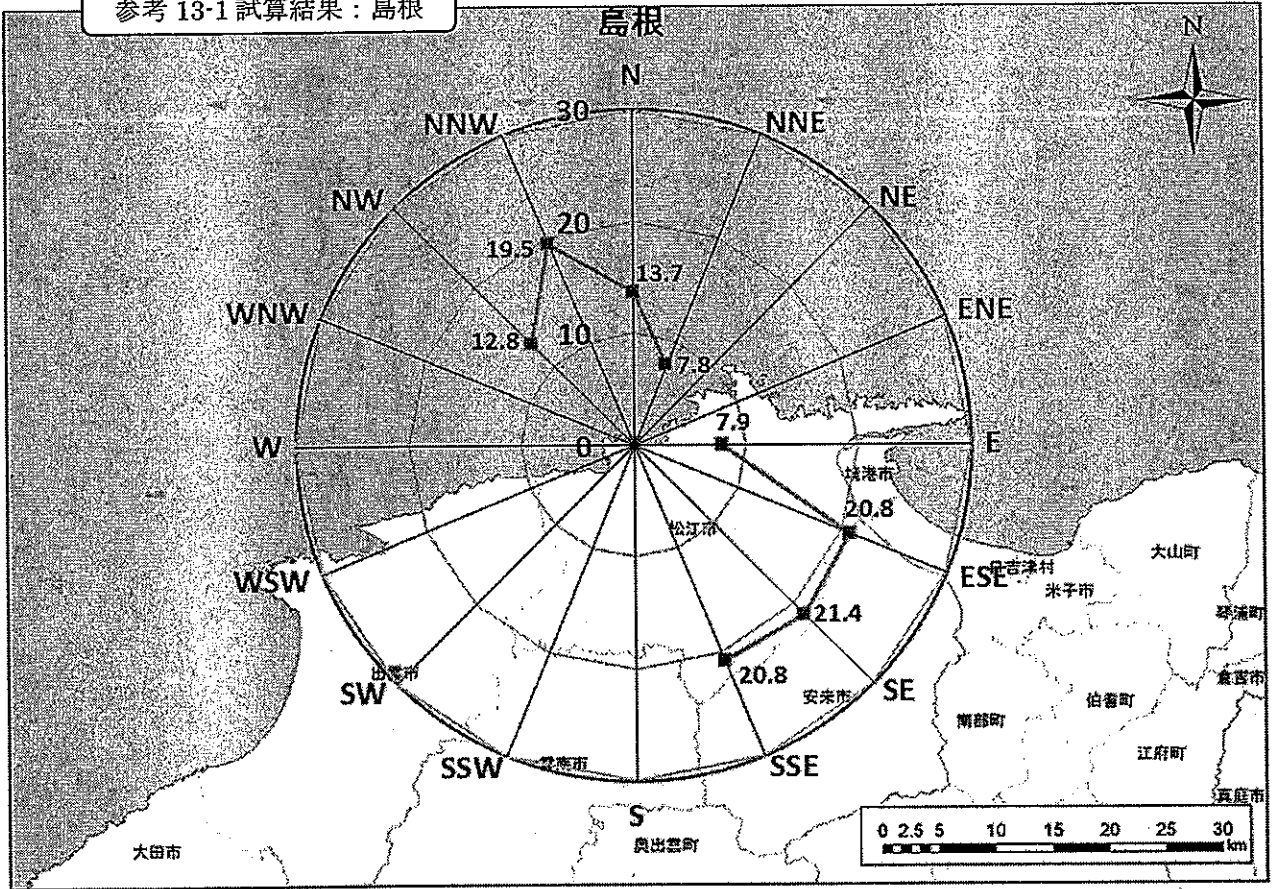
2 本県の今後の予定

○ 島根県と連携し、国に対し地元での拡散シミュレーション評価結果の説明を求め、詳細に検討する。

○ 原子力防災対策重点区域の設定の妥当性が示されたので、UPZ設定の根拠として使用する（地域防災計画への反映）。

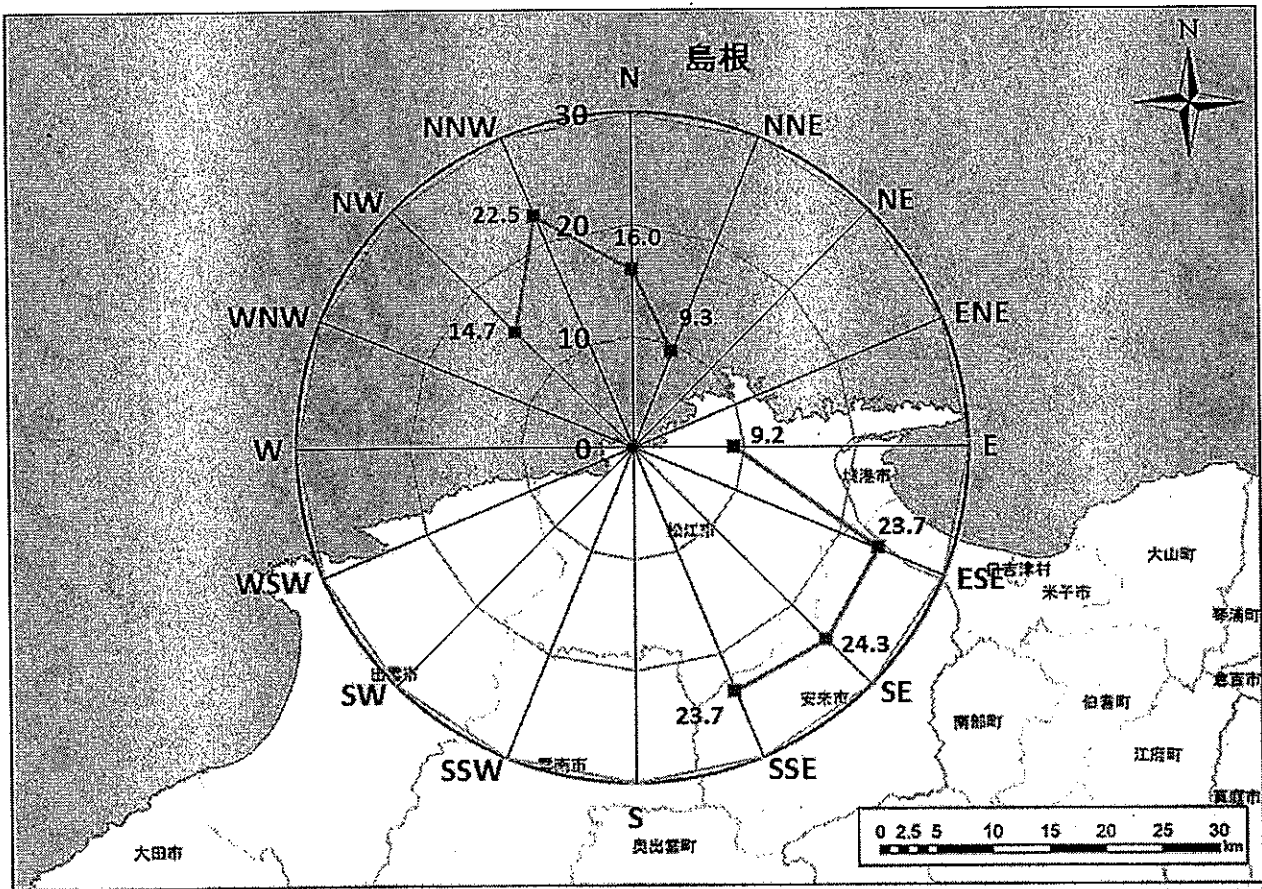
→ まずは、UPZ（30km圏）の原子力防災体制の整備を進める。

→ その後、目途がたった段階で、国が今後示す予定の対応方針に沿ってPPA（50km圏）の原子力防災対策を検討する。



承認番号 平18特環 第294-362号

福島第一原子力発電所（1～3号機）の放射性物質量と同じと仮定した計算



承認番号 平18特環 第294-362号

サイト出力に対応した放射性物質量を仮定した計算

方位別のめやす線量を超える距離(島根)

単位:km

	赤色骨髄線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	赤色骨髄線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値	実効線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	実効線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値
N	0.3	0.5	13.7	16.0
NNE	<0.2	<0.2	7.8	9.3
NE	*	*	*	*
ENE	*	*	*	*
E	<0.2	0.2	7.9	9.2
ESE	0.6	0.8	20.8	23.7
SE	0.7	0.9	21.4	24.3
SSE	0.8	1.0	20.8	23.7
S	*	*	*	*
SSW	*	*	*	*
SW	*	*	*	*
WSW	*	*	*	*
W	*	*	*	*
WNW	*	*	*	*
NW	0.3	0.5	12.8	14.7
NNW	0.7	0.8	19.5	22.5

□ : 陸側最大方位

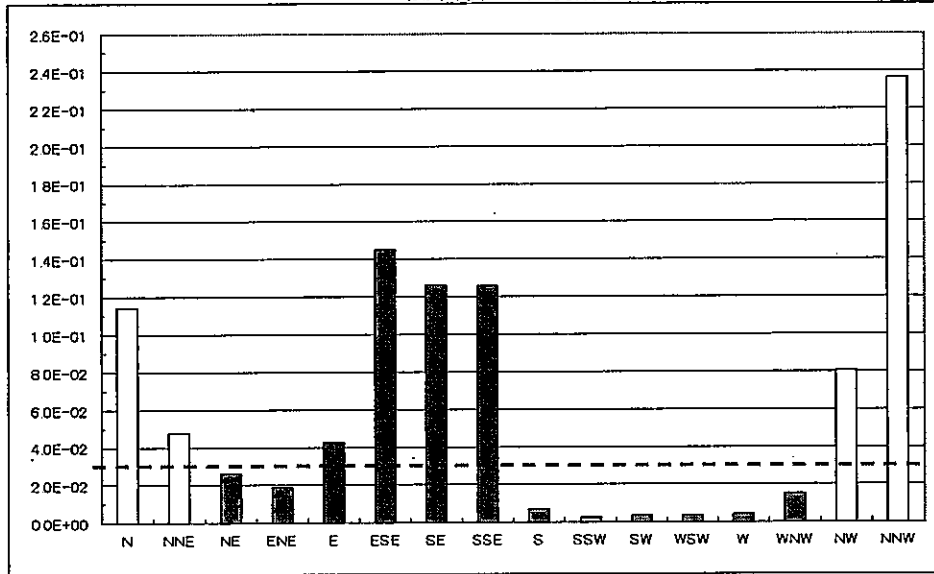
■ : 海側方位

※印は、当該方位に着目した場合、97%値が出現しない場合を示す。
16方位のうち最大値となる(海側除く)

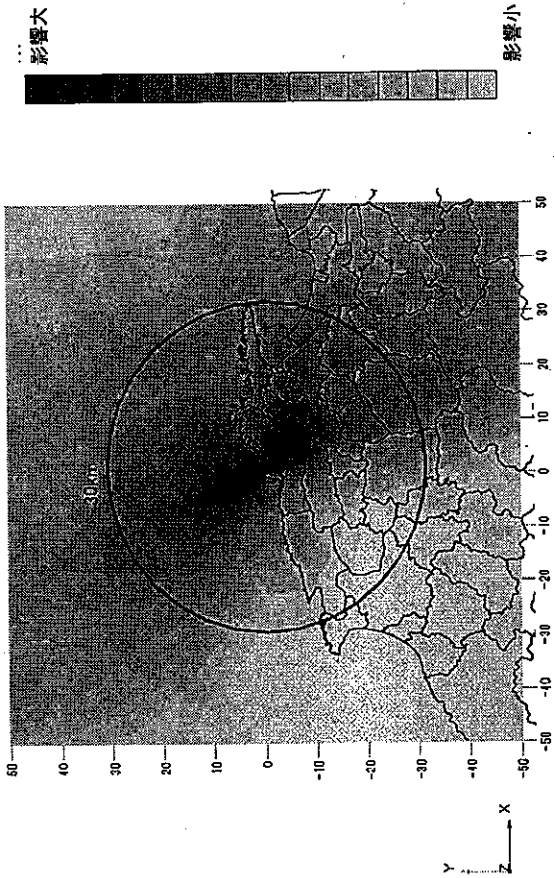
赤色骨髄線量の期待値:0.2km、すそ値:2.0km

実効線量の期待値:6.1km、すそ値:55.1km

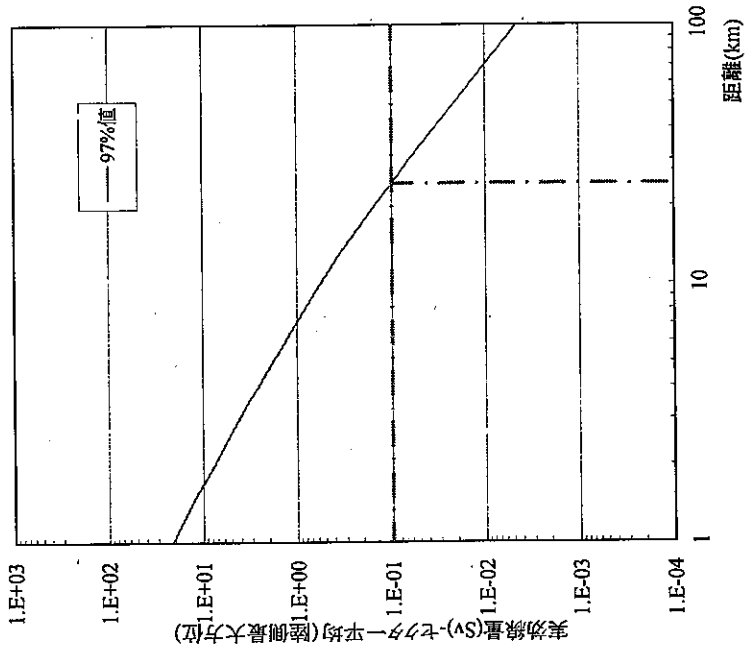
風下方位の出現確率



■ : 陸側方位



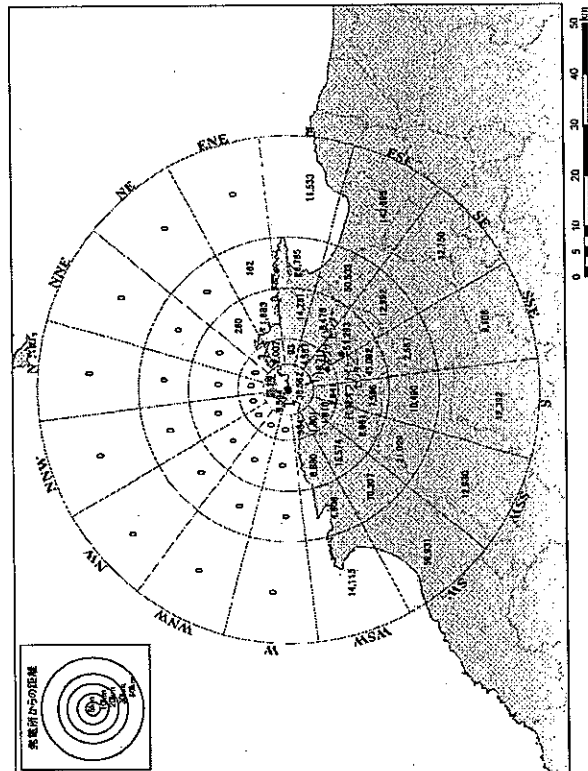
実効線量の期待値によるコンタ図及び30km同心円



注; 陸側最大方位はSE

めやす線量を超える距離範囲

97%値	陸側最大方位
	24.3 km



サイト出力に対応した放射線物質量を仮定した計算(島根)

被ばくリスク予測の公表について

平成 24 年 12 月 17 日
危機対策・情報課

11月30日、原子力規制委員会は、あるモデルサイト（原子力発電所）で、福島原子力発電所の事故と同規模の事故と想定した周辺住民の被ばくリスク予測を検討チーム会議資料として公表しました。

1 評価の目的と内容

- (1) 日本原子力研究開発機構で開発された原子力施設の確率的安全評価手法
- (2) 地域防災計画の策定支援
 - ・ 炉心損傷及び格納容器機能喪失時期や放射性物質の放出の挙動並びに緊急防護措置実施による被ばく低減効果を踏まえて、住民に対する影響を評価するもの
 - ・ 原子力施設からの距離に応じた被ばく低減効果等を評価し、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等の各種防護措置を事前に検討

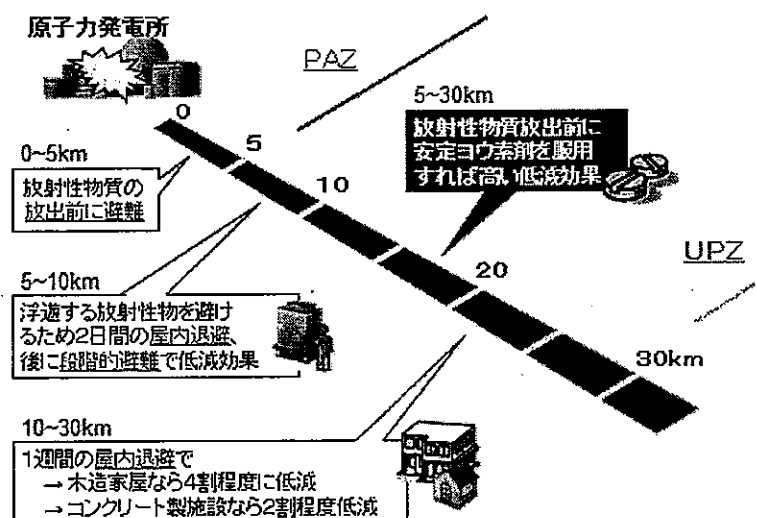
2 事故影響評価

- ・ 出力 110 万 Kw のモデルプラントで事故が発生
- ・ 茨城県東海村周辺の気象データを使用
- ・ 年間における 1 時間毎の気象データ 8760 通りから 248 通りをサンプリング手法によりサンプリングして解析
- ・ 外部被ばく（放射性雲、地表沈着）、吸入による内部被ばく経過を対象
- ・ 被ばく期間は 1 週間

3 評価結果

- (1) 大規模な放出が予想される場合には迅速な対応が必要。

被ばく予測結果のまとめ



- (2) 管理放出（ベントによる放出）の場合

IAEAの包括的判断基準をほとんどの気象条件で満たしているが、屋内退避と安定ヨウ素剤を組み合わせることで十分な被ばく低減効果が見込まれる。

4 今後の予定

- ・ 国に対し、本評価結果の内容と地域防災計画への反映方法について説明を求める。
- ・ 国からの説明を受けて、拡散シミュレーション及び避難時間推計シミュレーションを組み合わせ、地域防災計画の策定に反映させていく。

福島事故を受けての対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われ、原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた本県は、関係周辺都道府県に位置づけられた。

この中で地域防災計画については、原災法施行後6ヶ月以内（H25年3月）に見直すこととされており、これら関連法令、防災基本計画、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）等を踏まえた修正を今回、実施する。

1 概要

今回の原子力災害対策指針において、県内に緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）が定められ、鳥取県内の原子力防災体制を再構築するため、島根県の地域防災計画との整合を図りつつ、現計画を全面修正する

なお、指針は、逐次、見直しされることから、今後の地域防災の改定に反映していく。

2 基本的な考え方

(1) 県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針等を踏まえ、地域防災計画の全面修正を行う。

ア 法令による新たな権限

立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等

イ 島根県との連携

情報連絡、UPZの線引き、モニタリング、オフサイトセンターへの参加等

(2) 島根原子力発電所（原子炉施設）についての、UPZの範囲は、指針で示された「概ね30km」を基本に、米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。

・UPZの線引きの考え方

島根原子力発電所から半径30kmの安全側に設定することとして、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とする。

(3) 人形峠環境技術センター（原子炉以外の原子力施設）

指針において今後、検討すべき課題とされたことから、国の検討結果を受けて、今後、修正する。

(4) その他指針において、今後検討を行うべき課題とされた以下の課題についても、国の検討結果を受けて、適宜、修正する。

・EALやOIL、緊急事態区分の在り方

・PPAの導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域

・避難困難住民等が一時避難できる施設

・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定等の在り方

・SPEEDIの活用方策

・実用炉以外のオフサイトセンターの在り方

・緊急被ばく医療設備・資機材等の整備、大規模な放射線被害発生時における医療機関連携の在り方

・安定ヨウ素剤投与判断の基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方

・スクリーニングの技術的課題

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応
- ・住民が必要とする情報について定期的な共有の場の設定

3 計画の特徴

(1) 総則関連

ア 福島における事故の態様等を踏まえ、過酷事故（シビアアクシデント）による災害も想定

(2) 災害予防対策関連

- ア 広域的な応援協力体制の拡充・強化
- イ 複合災害においても対応可能な資機材、体制等の整備
- ウ 過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施
- エ 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保

(3) 災害応急対策関連

- ア 放射性物質の拡散状況等を踏まえたUPZ内の緊急時防護措置（避難・屋内退避、スクリーニング、被ばく医療等）の実施
- イ 避難場所等における災害時要援護者に配慮したケアの実施

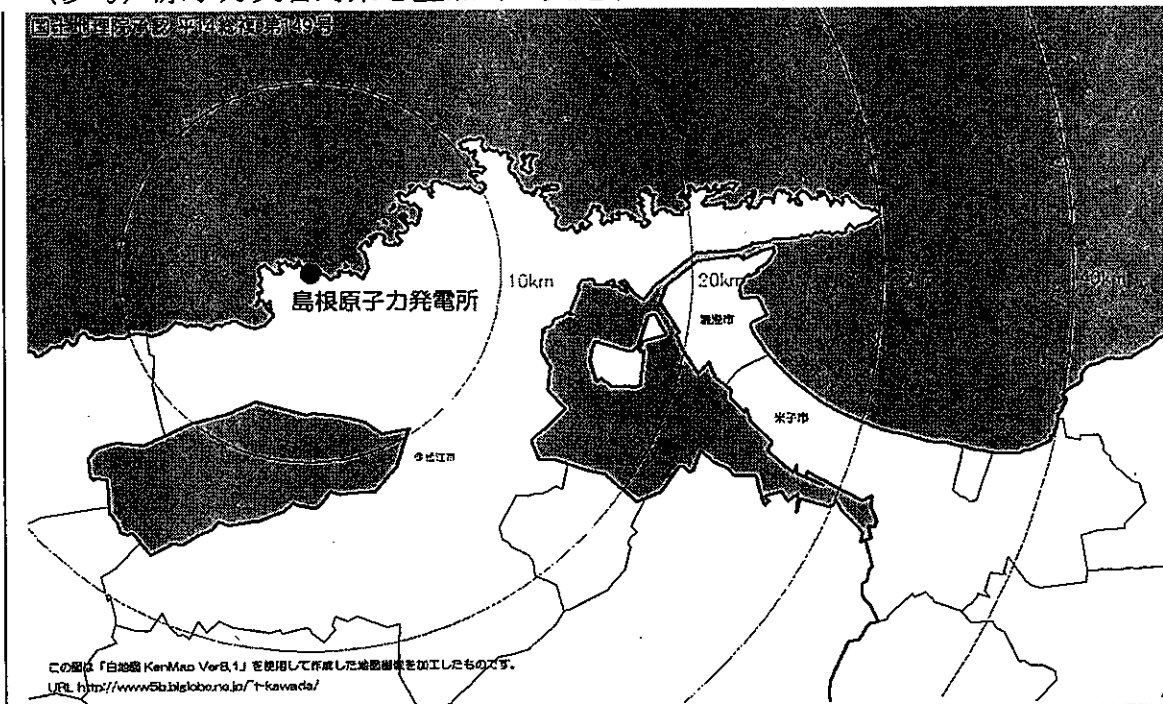
(4) 災害復旧対策

- ア 現地対策本部や原子力被災者生活支援チームと連携した原子力災害事後対策、被災者の生活支援の実施
- イ 国と協議の上、状況に応じた避難区域の見直し
- ウ 国、市町村、原子力事業者、関係機関と連携した除染や放射性廃棄物の処理の実施

4 スケジュール

- ア 現在、計画素案について、庁内機関、島根県、関係周辺市町と調整中
- イ 関係機関との調整、原子力防災専門家会議、パブリックコメントによる意見照会を経て、地域防災会議に修正案を提出し作成、議会報告
- ウ 3月18日までに国に報告⇒正式にUPZが確定

(参考) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



第1章 総則

1. 計画の目的

この計画は、原子力事業者（中国電力・日本原子力研究開発機構）の原子炉運転等により放射性物質等が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、米子市、境港市、三朝町ほか防災関係機関がとるべき措置を定め、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

この計画は、県の原子力災害対策（又は対応）の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、「鳥取県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定める。

3. 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関及び県民に周知を図るとともに、各関係機関は、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

4. 計画の作成又は修正に際し順守すべき指針

この計画の作成、修正に際しては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を遵守する。

5. 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定する。

6. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画等を勘案し、具体的な地域を定める。

島根原子力発電所においては、原子力施設から概ね 30 km とする。

人形峠環境技術センターにおいては、施設から約 500m とする。

7. 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係周辺市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、鳥取県地域防災計画災害応急対策編（共通）を基本に定める。

第2章 災害予防対策

1. 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

2. 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

県は、原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画の協議、原子力防災要員等の現況届出を受理する。

3. 立入検査と報告の徴収

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

4. 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、緊急時対応

- 等について、原子力防災専門官と密接な連携を図る。
5. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
県は平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。
 6. 情報の収集・連絡体制の整備
県は、国、所在県、関係周辺市町、原子力事業者等との情報の収集及び連絡を円滑に行うため、通信手段・経路の多様化を図るとともに、連絡体制の整理、通信手段の確保等を行う。
 7. 災害応急体制の整備
県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うために、災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制等について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。
 8. 避難収容活動体制の整備
県は、関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制の整備に努める。
 9. 飲食物の出荷制限、摂取制限等
県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。
 10. 緊急輸送活動体制の整備
県は、緊急輸送路の確保体制および専門家の移送体制等の整備を図る。
 11. 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
県は、救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材、防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備を行うとともに、緊急被ばく医療活動体制等の整備を行う。
 12. 住民等への的確な情報伝達体制の整備
県は、国、関係周辺市町と連携し、事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた内容を整理しておく。
 13. 行政機関の業務継続計画の策定
県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
 14. 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信
県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う広報活動に関し必要な助言を行う。
 15. 防災業務関係者の人材育成
県は、国と連携し、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。
 16. 防災訓練等の実施
県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携し、訓練計画を策定すると共に、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。
 17. 原子力施設上空の飛行規制
原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達によっており、県はこの措置の周知徹底に努める。
 18. 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
事故の通報を受けた最寄りの防災関係機関は、事故の状況把握に努め、原子力事業者等に協力して必要な措置を実施する。県及び所管する市町村は、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難、一般公衆の安全を確保するための必要な措置が行えるよう備える。

第3章 災害応急対策

1. 基本方針

本章は、原子力事業者から原災法第10条に定める特定事象の通報及び原災法10条に至る可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（以下「警戒事象」という）の通報があった場合及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に定める

2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県は、原子力事業者から警戒事象若しくは特定事象発生 of 通報を受けた場合又は県のモニタリングポストで特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、市町村や関係機関に連絡を行うとともに、放射性物質又は放射線の影響の早期把握のため、緊急時モニタリング活動を実施する。

3. 活動体制の確立

県は、特定事象若しくは警戒事象発生 of 通報を受けた場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合は、あらかじめ定めた警戒態勢又は災害対策本部体制を確立する。また、原子力災害合同対策協議会が組織された場合、責任ある者をこれに出席させ、緊急事態対応対策の実施に向けた調整を行う。

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、必要な対策を行う。

4. 屋内退避、避難収容等の防護活動

島根原子力発電所において、原子力緊急事態宣言が発出された場合、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合、UPZ内の屋内退避又は避難勧告、指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

また、人形峠環境技術センターにおいて、原子力緊急事態宣言が発出された場合、内閣総理大臣の指示に従い、屋内退避又は避難勧告、指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

県は、関係周辺市町に対し、必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設、住民への周知徹底について支援する。

5. 治安の確保及び火災の予防

県は、治安当局と協議し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうへ火災予防に努める。

6. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、指針や食品衛生法上の基準値を踏まえ、国の指導等に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等、実施する。

7. 緊急輸送活動

県及び県警察は、関係機関との連携により、緊急輸送体制の確立、緊急輸送のための交通の確保を行う

8. 救助・救急、消火及び医療活動

県は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、資機材確保などの措置を講じる。また、緊急時医療措置を実施するため、緊急時医療本部を設置し、緊急時医療活動を行う。

9. 住民等への的確な情報伝達活動

県は、住民等に対し情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応する体制を整備するものとする。

10. 自発的支援の受入れ等

県及び国、関係団体は、ボランティアの受け入れ、国民等からの義援物資、義援金の受け入れに対し適切に対応する。

11. 行政機関の業務継続に係る措置

県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合、必要ある業務は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき退避先において継続して実施する。

12. 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

県及び所管する市町村は、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を講じる。

第4章 災害復旧対策

1. 基本方針

本章は、原子力緊急事態解除宣言が発出された原子力災害事後対策について定める。

2. 緊急事態解除宣言後の対応

県は、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

3. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力事後対策を実施すべき区域を設定する。

4. 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、関係周辺市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

5. 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき実施された、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。

6. 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態宣言後も継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

7. 災害地域住民に係る記録等の作成

県は、市町村が行った災害地域住民の記録等をあらかじめ定められた様式に記録することに協力する。

8. 被災者等の生活再建等の支援

県は、国および市町村と連携し、被災者等の生活再建等の支援を行う。

9. 風評被害等の影響の軽減

県は、国および市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産品等の適切な流通が確保されるよう、広報活動を行う。

10. 被災中小企業等に対する支援

県は、国および市町村と連携し、被災中小企業等に対する支援を行う。

11. 心身の健康相談体制の整備

県は、国および市町村とともに、周辺居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

12. 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

13. 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

福島事故を受けての対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われ、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び同法施行令等が改正されたことにより、本県が関係周辺都道府県に位置づけられたことから、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を進めていたところであるが、この度、素案としてとりまとめた。

1 計画の概要

(1) 内容

国の防災基本計画、原子力災害対策指針及び島根県地域防災計画との整合を図り、県の原子力防災対策上、必要な事項を記載したもの。

(2) 構成

ア 総則

計画の目的や想定する原子力災害など、この計画全体で共通する事項について記載。

イ 原子力災害事前対策

原災法や災害対策基本法に基づいて実施する予防体制の整備、事前対策について記載。

ウ 緊急事態応急対策

警戒事象や原災法第10条の通報、緊急事態宣言が発出された場合の対策について記載。

エ 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の事後対策について記載。

2 修正のポイント

(1) 島根原子力発電所について

福島原子力発電所における原子力事故への対応等を踏まえ、以下の点について記載。

- ・ 福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定。
 - 複合事故を考慮した避難方法
- ・ 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲については、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）において示されている目安を踏まえ設定。
 - ※島根原子力発電所から概ね30km圏内
 - 境港市の全域
 - 米子市の一部（概ね30km圏内で米子市地域防災計画に定める区域）
- ・ 発電所周辺の安全確保のため必要と判断される場合、安全協定第11条に基づく現地確認を実施。
- ・ 国、オフサイトセンター、所在県、周辺市町、原子力事業者等との情報の収集及び連絡を円滑に行うため、通信手段・経路の多様化を図るとともに、連絡体制のほか、通信手段等を整備。
 - 原子力防災ネットワークを整備
- ・ 原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制等について、必要な体制を整備。
- ・ 関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制を整備。
- ・ 緊急事態応急対策に必要な救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材等の整備を行うとともに、緊急被ばく医療活動体制等を整備。

- ・核燃料物質等の運搬中の事故について、安全協定第7条に基づく輸送計画、輸送に関する安全対策の連絡があった場合は、輸送の経路となる市町村と連絡体制を確認。

(2) 人形峠環境技術センター（原子炉以外の原子力施設）について

原子力防災対策指針において、今後、検討すべき課題とされたことから、国の検討結果を受けて、今後、修正。

(3) その他

関連する国の防災体制や災害対応の流れ等を踏まえた修正を実施。

3 今後の課題

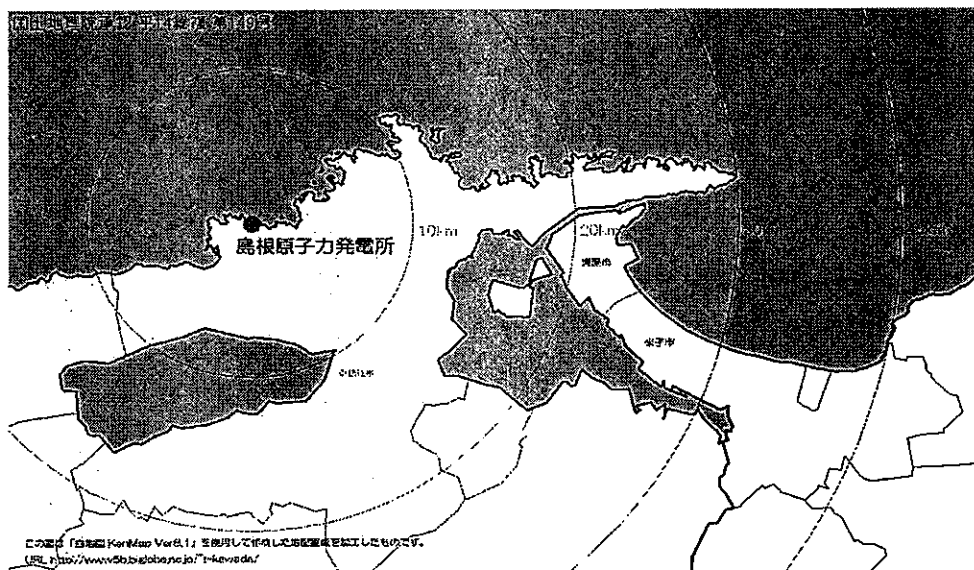
原子力災害対策指針において、以下の課題については今後検討を行うものとされているところから、国の検討結果が示され次第、適宜、修正する。

- ・緊急事態の区分やそれに応じた防護措置
- ・PPA（50 km圏内）の導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域
- ・避難困難住民等が一時避難できる施設
- ・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定等の在り方
- ・SPEEDIの活用方策
- ・実用炉以外のオフサイトセンターの在り方
- ・緊急被ばく医療設備・資機材等の整備、大規模な放射線被害発生時における医療機関連携の在り方
- ・安定ヨウ素剤投与判断の基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方
- ・スクリーニングの技術的課題
- ・住民が必要とする情報について定期的な共有の場の設定

4 今後のスケジュール

- ・関係機関との調整のほか、原子力防災専門家会議（12月25日）、パブリックコメント（平成25年1月予定）による意見照会を経て、地域防災会議に修正案を提出し作成、議会報告
- ・3月18日までに国に報告⇒正式にUPZが確定

(参考) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



鳥取県広域住民避難計画（素案）について

平成 24 年 12 月 17 日
危機対策・情報課

これまでに、住民避難計画の概要を公表したところですが（9/19）、12月10日、鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、鳥取県広域住民避難計画（素案）を決定しました。

1 広域住民避難計画の位置づけ

広域住民避難計画は、福島原子力発電所事故を受け、改正された原子力災害対策特別措置法と新たに法定化された原子力災害対策指針に基づき、これまでの地域防災計画の全面修正に伴い、地域防災計画の住民避難に関して、その運用要領について計画としてまとめたもの。

2 計画の内容

(1) 計画の目的

島根原子力発電所において過酷事故（シビアアクシデント）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、県民の生命身体及び財産を原子力災害から保護することを目的としています。

(2) 計画の構成

ア 本計画は、住民避難の要領をまとめたもの。細部は、それぞれ細部実施要領又はマニュアルで計画する。

イ 総則

計画の目的、位置づけ等を記載

ウ 実施要領

- ・ 計画作成上の仮定条件
- ・ 避難実施の考え方と要領（一般住民、災害時要援護者、児童生徒等）
- ・ 各機関、県庁内各部局等の役割
- ・ 避難を実施するのに必要な支援
輸送方法、避難所、スクリーニング、安定ヨウ素剤の投与、住民への情報伝達（広報）

3 今後の予定

(1) 作成時期

今後の作成は、地域防災計画と平行して進めていき、3月18日の作成を目指す。

- ・ 原子力防災専門家会議（12月25日）での専門的助言
- ・ パブリックコメント（平成25年1月予定）
- ・ 防災会議で決定し、3月18日までに国に報告

(2) 計画の深化

- ・ 避難方法などについて、原子力防災対策指針の更なる検討及び新たな意見を反映
緊急事態の区分やそれに応じた防護措置、PPA（50km圏内）の導入、安定ヨウ素剤の投与判断の基準、スクリーニングの技術的課題等
- ・ 訓練などにより、PDCAサイクルにより計画の実効性の確保

原子力防災に関する島根県知事等との意見交換の結果について

平成24年12月17日

危機対策・情報課

福島事故を受けて、従来の原子力防災の問題点を見直すため、原子力規制委員会が新たに設置され、原子力災害対策指針が、改正原子力災害特別措置法に基づき策定された。

こうした国の動きも踏まえ、県は、新たに周辺関係市町村に位置づけられた米子市、境港市と、県境を越える防災体制づくりを進めるため、立地県である島根県と島根原子力発電所の諸課題について意見交換を実施した。

1 日時

11月1日（木）13:00～14:00

2 場所

島根県庁

3 出席者

知事、島根県知事、米子市長、境港市長

4 意見交換内容

(1) 避難時間推計シミュレーション調査等の共同実施

(鳥取県知事)

- ・避難シミュレーションは、共同で執行し、避難計画づくりに役立てては
- ・モニタリングのほか、被ばく医療やスクリーニングも共同で検討してはどうか
(島根県知事)
- ・避難経路については両県警で一緒になって検討したい

(2) 要援護者対策、拡散シミュレーションの説明等、国等に対する要望の連携

(鳥取県知事)

- ・要援護者の問題は、国に考えてもらう必要があるのではないか
(島根県知事)
- ・要援護者対策については、一緒になって、強く国に対応を求めたい

(3) 安全協定等のルール作りについて、国に対する要望の連携

(鳥取県知事)

- ・安全協定改定については、国にも要望を行っている

(4) 島根県側4市を交えた広域防災体制に関する協議会の設置

(鳥取県知事)

- ・国（原子力規制庁）が加わった「広域防災体制に関する協議会」※を設置するという考えが示されたが、県副知事をトップとして進めてはどうか

※提案は原子力災害対策指針を根拠

第3 原子力災害対策事前対策、(3) 原子力災害事前対策重点区域、

③原子力災害事前対策重点区域の設定に当たっての留意点

「…UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内で整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。」

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえた、今後の島根原子力発電所に係る防災体制の見直し（地域防災計画の作成等）を、2県6市が連携して検討する「第5回原子力防災連絡会議」が次のとおり開催されました。

1 開催日時

平成24年11月21日（水）午前9時から10時30分まで

2 開催場所

島根県原子力防災センター（通称オフサイトセンター、島根県松江市）

3 出席機関

島根県、島根県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市
鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市

4 構成機関以外の出席

原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、中国電力株式会社

5 協議概要

(1) 広域避難計画について

ア UPZ線引き条件の統一

- ・ UPZの線引きを2県6市で統一し、鳥取県及び島根県両県の広域避難計画を確認した。
- ・ 30km圏の保守側（安全側）地域、30km圏に少しでもかかる地区はすべてUPZとする。

※ 避難指示で区域が示せる区画を最小単位（コミュニティ単位）

イ 原子力災害に備えた島根県広域避難計画

- ・ PAZ及びUPZの39.6万人が、3県61市町村に段階的に避難する。

ウ 鳥取県の広域住民避難計画（9月19日概要を公表済）

- ・ 避難者数

30km圏内人口	うち鳥取県	うち米子市	うち境港市
約47万人	約7.3万人	約3.7万人 (+8千人)	約3.6万人

- ・ 避難所単位で、米子市及び境港市と県内避難先市町とのマッチング完了
- ・ 今後、具体的な避難要領、輸送力の確保を検討し、3月完成を目標
- ・ スクリーニング、安定ヨウ素剤の投与等については、引き続き国の検討結果を待ち、さらに検討する。

(2) 域防災計画（原子力災害編）の作成・修正について

- ・ 原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針等に基づき、来年3月18日までに修正しなければならない。
- ・ 今後、原子力災害対策指針が、逐次見直されることから、地域防災計画についても適宜修正が必要になる。

(3) 平成24年度原子力防災訓練の実施について

来年1月26日（土）、島根県と合同訓練

(4) その他

本原子力防災連絡会議に、副知事、副市長も参加し、原子力規制庁と意見交換、要望等を行う連絡会議の開催を計画する。

第6回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について

平成24年12月17日
危機対策・情報課

島根原子力発電所に関する本県の原子力防災体制整備の推進とその進捗状況を確認するため、次のとおりプロジェクトチーム会議を開催しました。

1 概要

(1) 日時、場所

12月10日(月) 午前11時～正午、災害対策本部室(第二庁舎3階)

(2) 参加者

- ・知事、副知事(西部総合事務所から)、統轄監
 - ・各部局長等(知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局、警察本部等)
 - ・各総合事務所、米子市、境港市、三朝町 …テレビ会議で参加
- ※各市町村にも会議の状況を自治体衛星通信で映像配信

(3) 主な議題

- ア 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正
- イ 鳥取県広域住民避難計画の作成 等

2 検討状況

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正

- ア 福島事故を受けて、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われ、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令が改正された。
- イ これを受けて、県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針を踏まえた、地域防災計画の全面修正を実施。
※来年3月18日までの作成が必要
- ウ 人形峠環境技術センター(原子炉以外の原子力施設)については、指針において、今後、検討すべき課題とされたことから、国の検討結果を受けて、修正していく予定。

(2) 広域住民避難計画の作成

- ア 地域防災計画について、住民避難部分についてその運用部分を取りまとめたもの。
- イ 計画の概要を9月19日に公表し、島根県と調整を図りながら、原子力安全対策PTで全庁的に作成を行ったもの。
- ウ 今後のスケジュール
地域防災計画の作成スケジュールと平行して、3月18日までの完成を目指す。
- エ 検討内容

○児童生徒の避難

学校単位での避難先への避難を優先(避難先で保護者に引き渡す)

○国道431号

被害状況を迅速に把握し、使用の可否を早期に判断

○災害時要援護者の避難

輸送手段(ストレッチャー、福祉タクシー等)の確保と社会福祉施設等との調整を引き続き実施

○安定ヨウ素剤の予防的服用

学校や福祉施設等への事前配布と各家庭への配布について検討

○スクリーニング実施場所

自家用車避難経路上に、自家用車の避難を考慮したスクリーニング会場を設置

(3) その他国への要望

- ・輸送力の確保
- ・安否情報の確認方法
- ・資機材整備の初期投資等に必要な財政支援

第6回（平成24年度）鳥取県原子力防災専門家会議について

平成24年12月17日
危機対策・情報課

福島事故を受けて、原子力防災が抜本的に見直され、原子力災害対策特別措置法等の改正、原子力災害対策指針が法定化された。これを受け、県では、地域防災計画の全面修正及び広域住民避難計画の作成に取り組んでいます。この度、県が取り組んでいる原子力防災対策について、専門的な指導及び助言を得ることを目的として標記の会議を以下のとおり開催します。

- 1 日時 12月25日（火）13:30～16:00
- 2 場所 災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
- 3 出席者 名簿のとおり
- 4 議題

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の修正
- (2) 鳥取県広域住民避難計画の作成 等

（参考：鳥取県原子力防災専門家会議の概要）

1. 平成20年4月1日に設置
2. 設置の目的
 - ・ 平常時における環境放射線の調査結果について、専門的知見から評価を得ることにより、その安全性を確認する。
 - ・ 原子力災害等の防災対策及び原子力施設等の安全対策に関する指導及び助言を得る。
3. 委員（任期 H24. 4. 1～H26. 3. 31）

	専門分野	氏名	所属	役職等	出欠
会長	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学工学部情報工学科	教授	出席
委員	原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	研究主席	出席
	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	県立中央病院医療局放射線科放射線治療室	室長	出席
	原子炉工学・原子炉物理学	宇根崎 博信	京都大学原子炉実験所	教授	出席
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長	出席
	放射線治療、放射線物理	小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部	准教授	欠席
	環境放射能	静 間 清	広島大学大学院工学研究科	教授	欠席
	放射能環境変動	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授	出席
線量評価	山田 裕司	(独)放射線医学総合研究所	特別上席研究員	出席	

4. これまでの開催状況

第1回(H20. 5. 28)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、鳥取県の原子力防災対策
第2回(H21. 5. 22)	環境放射線モニタリング結果に係る評価
第3回(H22. 5. 24)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、緊急時モニタリング計画（案）
第4回(H23. 10. 25)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、モニタリングポスト設置候補地
第5回(H24. 6. 4)	鳥取県の原子力防災対策の方向性、環境放射線モニタリング結果に係る評価

人形峠環境技術センターにおける停電について

平成24年12月17日
危機対策・情報課

12月12日午後11時6分、鳥取県は（独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（岡山県苫田郡鏡野町上斉原）より異常事象発生のお知らせを受け、同日同時刻、情報連絡室を設置し、状況の確認を行いました。

12月13日午前2時45分、異常がないとの報告を受けるとともに、これによる放射能汚染がないことを危機管理局中央監視室データにより確認し、同日午前4時、情報連絡室を廃止しました。

12月13日午後、県は、人形峠環境技術センターの現地を確認しました。

1 発生日時

平成24年12月12日(水)午後9時37分頃

2 発生場所

日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

3 施設名

人形峠環境技術センター内施設

4 状況及び人形峠環境技術センターの処置事項

- ① 12月12日午後9時37分頃、特高受変電設備の点検中に停電が発生。非常用発電機が起動した。
- ② 全施設、核燃料物質の取り扱い作業はなし。敷地内モニタリングポストの警報発報はなかった。
- ③ センター内管理区域の排気設備は順次立ち上がり、負圧は維持されていた。
- ④ 非常用発電機は起動したが、濃縮工学施設（使用施設）のOP-1排気設備が1時間20分程度停止した。しかしながら、管理区域内の負圧は維持されていた。
- ⑤ 12月13日午前0時23分から商用電源に切り替え、0時34分頃には、全施設の給排気設備を通常の運転状態にした。
- ⑥ 12月13日午前1時35分頃、全施設、設備で異常のないことを確認した。
- ⑦ 12月13日午前2時30分頃、排気モニタにより、環境への影響がないことを確認した。

5 原因

上記①、④について、人形峠環境技術センターが原因調査中

6 環境への影響

なし

7 被ばく

なし

平成24年度原子力防災講演会の開催について

平成24年12月17日
危機対策・情報課

原子力防災対策においては、住民の放射線に対する正しい知識と防護対策への理解が重要であることから、次のとおり啓発活動を行います。

1 目的

放射線や放射線防護などについて学び、県民の方が原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようにするため、県民を対象とした原子力防災講演会を開催する。

2 開催内容

(1) 日時 平成25年2月17日(日) 10:00～12:00

(2) 場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室 (683-0811 米子市錦町1-139-3)

(3) 対象者 一般県民、その他(自主防災組織、行政、防災関係機関等)
参加費無料、定員300名

(4) 内容

ア 原子力防災講演会

〔テーマ〕放射線の基礎知識と放射線防護

〔講師〕(独)放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター
リスク低減化研究プログラム積極的防護研究チーム

主任研究員 勝部 孝則 氏

イ 鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)(案)の説明

ウ 企画展示

大会議室横の通路にて原子力防災や国民保護パネル等を展示する。

○原子力防災対策の紹介パネル等の展示

○国民保護紹介パネル展示

(5) その他

テロなどが起こった場合に住民は原子力災害と同様な対応が求められることから国民保護講座としても開催する。

3 当日スケジュール(予定)

時間	内容
10:00～10:05(5分)	開会あいさつ
10:05～10:20(15分)	鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)
10:30～11:50(80分)	原子力防災講演会(講演70分・質疑応答10分)
11:55～12:00(5分)	閉会あいさつ

4 実施体制(予定)

(1) 主催：鳥取県、米子市、境港市

(2) 後援：西部町村、自衛隊鳥取地方協力本部

平成24年11月15日、島根県原子力防災センターで「平成24年度原子力防災訓練第2回主要機関会議」が開催され、島根原子力発電所に係る防災訓練が平成25年1月26日（土）に実施されることが決定されました。

なお、鳥取県としては、下記の訓練内容等（予定）に基づき、今後具体化を図っていきます。

記

1 目的

原子力防災体制見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、暫定避難計画（案）の検証を図る。

2 実施日時

平成25年1月26日（土） 7:00～14:00（予定）

※ 島根県側の訓練は、7:00～15:00（予定）

3 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

4 訓練対象施設 中国電力(株)島根原子力発電所

5 実施場所（予定）

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所（米子市内・境港市内）、スクリーニング会場（米子市内を予定）、西部総合事務所、衛生環境研究所（EMC）、県営広域避難所（東部地域を予定）、島根県庁、島根県原子力防災センター（OFC）、中国電力（株）島根原子力発電所、その他関係機関等

6 訓練想定（予定）

本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部運営訓練に連動する独自訓練については、島根県と同一想定で実施する。

その他の独自訓練については、別想定（時間）で実施する。

7 訓練内容（予定）

(1) 本部等運営訓練（初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練を含む。））〔島根県と合同〕

(2) 緊急時モニタリング訓練〔島根県と一部合同〕

(3) 緊急被ばく医療活動訓練

・スクリーニング検査及び簡易除染訓練

・安定ヨウ素剤予防投与訓練

(4) 住民の避難訓練

・一時集結所からのバス避難

・自家用車による避難

(5) 災害時要援護者の避難訓練

(6) 県営広域避難所開設訓練

(7) 広報・情報伝達訓練

注) 今後関係機関と協議し、訓練内容の具体化を図って行きます。

その過程で、訓練内容が変更になることがあります。